

## 建築確認手続き等の運用改善について

平成 19 年の建築基準法改正に関連し、建築確認手続き等の運用改善の対応が昨年 6 月に実施されましたが、更なる運用改善と共に規制改革等の要請へ対応するための概要(第二弾)が、平成 23 年 3 月 25 日に「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)・規制改革等の要請への対応について」として国土交通省の HP にて公表されました。

これに関連する建築基準法施行令、施行規則、関連告示が既に公布されており、5 月 1 日(一部は 10 月 1 日)に施行されました。施行日以降に確認申請を提出するものについて適用されます。

### I. 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)の概要

建築確認手続き等の運用改善の概要は、以下の通りです。

#### 1. 構造関係規定の合理化等について

##### 1) 鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準の合理化

一定の条件を満たした場合は、鉄筋コンクリート造等の柱の小径に関する規定、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さの規定、等を適用しない。等

##### 2) 構造計算適合性判定の不要な建築物の範囲の拡大

一定の条件を満たした場合は、混構造建築物、膜構造建築物、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接合されている建築物等を、構造計算適合性判定の対象外とする。等

##### 3) その他

煙突、広告塔、遊戯施設等の工作物について、時刻歴応答計算により国土交通大臣の認定を受けたものは、仕様規定の一部を適用除外とする。

#### 2. 申請図書の簡素化について

確認申請の申請図書及び書類について、指定確認検査機関等がデータベースシステムや他の申請書類で確認可能な事項に関し、提出書類・記載事項を省略できるよう、申請図書を簡素化する等の合理化を図る(例:建築士データベースの閲覧等で確認可能な場合の建築士免許証等の添付省略 等)。

#### 3. 軽微な変更の対象の明確化について

変更後の計画が基準に明らかに適合する場合に改めて確認を要しない「軽微な変更」の対象となる事例を周知し、計画変更に伴う手続きの合理化を図る。

#### 4. 大臣認定制度の合理化について

##### 1) 弾力的な運用の推進

特殊な材料の仕様と個々の建築計画の安全性の検証等を、別々でなく一体的に評価する旧第 38 条認定と同様の弾力的な運用の推進を図る。

## 2) 認定手続きの合理化

解析を再度行わなくとも安全性上支障がないため手数料が減額される変更認定の適用範囲の明確化を図る。等

## 5. 構造計算適合性判定等の円滑化について

指定構造計算適合性判定機関の指定手続き等の改善、指定構造計算適合性判定機関による事前相談の推進、確認審査及び構造計算適合性判定審査に係る共同事前相談の円滑化等により審査の円滑化を促す。

## II 規制改革等の要請への対応の概要

建築確認の手続き等の運用改善以外においても、規制改革等の要請等に対応するものとして、以下の対応が国土交通省のHPにて公開されました。

### 1. 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて

#### 1) 太陽光発電設備等の工作物に関する建築基準法の適用除外

電気事業法等他法令により十分な安全性が確保される場合に建築基準法が適用される工作物から除外する。

#### 2) 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

架台下を屋内的用途に供しないなど、建築物として取り扱わない要件を明確化し設置の円滑化を図る。

#### 3) 建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

高さに算入しても建築基準関係規定に適合することとなる太陽光発電設備等の設置を円滑化する。

### 2. コンテナ型データセンターに係る建築基準法の取扱いについて

重大な障害発生時等以外に人が立ち入らない、など建築物として取り扱わない要件を明確化し設置の円滑化を図る。

### 3. 老朽建築物の建替えに資する総合設計制度の運用改善

老朽オフィス等からなる地区の状況を踏まえ、省エネビルへの建替え等の促進に資する総合設計制度の基準を設ける。

### 4. 水素スタンドの設置推進のための許可基準の策定

水素スタンドについて、特定行政庁が行う例外許可の基準を周知し設置の円滑化を図る。

### 5. 省エネ・新エネ設備の導入促進のための容積率の緩和

特定行政庁の許可による容積率緩和の対象となる新エネ、省エネ設備の明確化、屋外駐車場等に設ける太陽光パネルの対象化等を周知するとともに、手続きの円滑化を図る。

### 6. マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和

マンション建替組合の設立認可の要件となっている再建マンションの最低住宅面積(現行 50 m<sup>2</sup>等)について、認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情に応じて緩和可能とする。

実際の運用に当たっては、適宜、確認申請の窓口(指定確認検査機関又は建築主事)にて調整の上対応することになります。

今後の国交省等からの追加情報等の可能性もありますので、適宜日本 E R I 株式会社HPを参照してください。また、詳細については国交省HPにて各自ご確認をお願いいたします。

## 平成23年5月1日以降の確認・検査手続き等について

建築確認手続き等の運用改善(第二弾)に伴う法改正等のうち、確認申請・検査申請等の手続きに際して変更になった部分の概要は以下のとおりです。

### 1. 確認申請時に必要な図書等が変わります！

確認申請時に必要となる図書や書類、記載事項等が以下のように変更となりました。

- ① 構造計算適合性判定を要する建築物を含む複数の建築物の確認申請において、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書等について副本1通への添付が省略されました。

【改正条文:施行規則第1条の3第1項第1号、第4項第1号、第2条第2項第1号、第3条第1項】

- ② 「建築士免許証等の写し」「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」について、指定確認検査機関又は建築主事が提出を求める場合以外においては不要となりました。

【改正条文:施行規則第1条の3第1項第4・6号、第4項第4・6・7号、第2条の2第1項第3号、第3条第1項第3号、同条第2項第4号、同条第3項第4・6・7号】

- ③ 「建築士法第20条第2項に規定する証明書の写し(安全証明書)」について、その一部である構造計算書の提出が不要となりました。ただし、構造計算の内容を審査するために確認申請書の一部として提出することとなっている構造計算書については引き続き提出が必要です。

【改正条文:施行規則第1条の3第1項第5号】

- ④ 法第28条の2の規定が適用される建築物に関して添付する「使用建築材料表」において明示すべき事項とされている「内装の仕上げに用いる建築材料の面積」及び「内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第2号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計」について、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料を使用する場合において、明示が不要となりました。

【改正条文:施行規則第1条の3第1項表2(11)】

- ⑤ 法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」に明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」について、明示が不要となりました。

【改正条文:施行規則第1条の3第1項表2(19)～(36)、(38)、(39)、(47)、(48)】

- ⑥ 天空率を用いた際に添付する天空図の大きさに対する制限がなくなりました。

【改正条文:施行規則第1条の3第1項表2(29)】

- ⑦ 日影規制が適用される建築物に関して添付する「配置図」「日影図」に明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」について、明示が不要となりました。

【改正条文:施行規則第1条の3第1項表2(30)】

⑧ その他

既存建築物がある敷地内に別棟で建築物を建築する際の既存建築物に係る床面積求積図、換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造の構造詳細図、阻集器の構造詳細図について、一定の条件を満たした場合には添付不要となりました。

【関連条文:施行規則第1条の3第1項表1(い)、同第1条の3第4項表1(10)】

## 2. 中間・完了検査申請時に必要な書類が変わります！

中間・完了検査申請時に必要な書類が以下のように変更となりました。

- ① 「内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真」の提出が不要となりました。

【改正条文:施行規則第4条第1項第2号、第4条の8第1項第2号】

- ② 「建築士免許証等の写し」について、指定確認検査機関又は建築主事が提出を求める場合以外においては不要となりました。

【改正条文:施行規則第4条第1項第8号、第4条の8第1項第7号】

- ③ 建築確認の申請時に、建築確認の申請、完了検査・中間検査の申請を一括して代理者に委任する旨を記載した委任状を提出し、各検査申請時の代理者が確認申請時と同一である場合、検査申請時の委任状は、確認申請時の委任状の写しで代替可能となりました。

【関連条文:規則第1条の3第1項第3号・第4項第3号、規則第2条の2第1項第2号、規則第3条第1項第2号・第2項第3号・第3項第3号、規則第4条第1項第7号、規則第4条の8第1項第6号】

## 3. 構造計算適合性判定の対象が変わります！

混構造建築物、膜構造建築物及びエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接合されている建築物のうち、一定の条件を満たした建築物について、構造計算適合性判定の対象外とされました。

【改正告示:平成19年国土交通省告示第593号】

上記に記載した手続きに関する改正以外にも、今回の法改正等に変更になった内容は多岐に渡っております。詳細については、国交省HP、または日本 E R I 株式会社HPにて各自ご確認をお願いいたします。

具体的な申請時の対応につきましては、各申請窓口にご確認ください。

以上